令和4年度第3回岩手県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

(開催日時) 令和4年11月10日(木) 13時30分から14時35分まで

(開催場所) サンセール盛岡 2階 桐華の間(盛岡市志家町 1-10)

(出席委員) 渋谷晃太郎委員、内田尚宏委員、後藤均委員、畠山正委員、佐藤信昭委員、加藤一 典委員、工藤貢委員、保科俊弘委員、二本松史敏委員、川原栄司委員、吉田義行委 員、山内真澄委員)

> (オンライン参加:鈴木康代委員、山田壮史委員 ※いずれも職員による代理出席) (欠席:菊池透委員、熊谷敏裕委員、菅原省司委員)

1 開会

<事務局から開会宣言>

2 挨拶

佐々木 岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長から挨拶

3 議事

(1) 第3期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の修正案の審議について 事務局から資料1~資料5に基づいて説明

加藤委員(国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所)

資料3の7ページに掲載されている、北上川の流域図だが、宮城県の石巻市北上町(旧桃生郡北上町)に流れる新北上川は掲載されているが、(旧石巻市に流れる)旧北上川の部分が欠けている(河口までの掲載となっていない)ので、旧北上川を含めた流域図とする必要がある。また、旧北上川と新北上川のそれぞれを明記する必要がある。

〇 事務局

加藤委員の御発言部分は修正させていただく。

〇 川原委員(宮古市生活課)

資料3の15ページに掲載されている海水浴場の一覧表(表 2-4)だが、市町村の配列が混在(北側と南側が混在して掲載)している。何か理由があるか。例えば、北から順番など体系づけて整理できれば理解がしやすい。また、宮古市で公式に取り扱っている海水浴場の数は4海水浴場であるが、表中は宮古市の海水浴場は6海水浴場が掲載されていることから、これらも確認いただきたい。

〇 渋谷座長(岩手県立大学)

海水浴場の掲載順番の出典や根拠があるのか、それらを含めて確認いただきたい。また、 海水浴場は改めて市町村に確認いただきたい。

〇 事務局

事務局で事務的に整理をさせていただきたい。海水浴場の掲載順番は、県民への分かり やすさの観点から整理させていただきたい。

〇 吉田委員(久慈市生活環境課)

資料3の18ページの下段に新たに表3-2として「プラスチック類の漂着ごみの傾向」

が掲載されたが、令和2年度のプラスチックごみの量や個数が多く、年々減少傾向にある との報告だった。その要因は何か。そして、17 ページからの海岸漂着物等の回収量は令 和元年度が非常に多いという結果であったとある。これらの数値の整合性はどうなって いるか。

〇 事務局

資料3の17ページの海岸漂着物等の回収量は年度通じての総回収量であり、令和元年度は令和元年10月の台風19号災害によるもの。そして18ページのデータは県が例年5~8月に実施している5海岸での定年調査であり、それは海岸漂着物等の組成を調査するものとなっている。このため、それぞれのデータの趣旨に違いがあることを御理解いただきたい。

そして、18 ページのプラスチック類の漂着ごみの傾向のうち、令和2年度が多い理由に関してだが、漁具類が減少しているのは各市町村や漁業者と連携して漁業系の海岸漂着物等の回収が進んだことが考えられる。また、容器包装・食器類についてだが、これは主に河川を通じて海岸に流出したものだが、推測される要因として降雨後には河川を通じてこれらのごみが海洋上に流出し、それが漂着したものともいえる。ただし、これらはあくまで推測であり、明確な理由までは持ち合わせていない。

〇 渋谷座長(岩手県立大学)

吉田委員の発言は重要な点である。17ページと18ページのデータの意味が違うことはその通りだが、県民への説明では一目でわかりやすくする必要がある。このため、18ページのデータには「定点調査による」等と追記し、それぞれのデータの違いが分かりやすいようにしておく必要がある

〇 事務局

違いが分かりやすいように整理させていただきたい。

〇 渋谷座長(岩手県立大学)

その他、委員の意見はないか。

(一通り、全ての章を確認したうえで)、全体を通じてないか。

〇 加藤委員(国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所)

単純な誤りと思料されるが、令和元年度の海岸漂着物等の回収量は3,451.5 t となっているが、18ページでの記載は3,425 t となっている。それぞれの数値の齟齬を整理すること。

事務局

大変失礼した。正しくは 3,452 t であり、18 ページの誤記を修正させていただく。 (※公表用資料分は訂正済)

(2) 今後のスケジュール(案)について

事務局から資料1に基づいて説明。

そのうえで、事務局から、今後の海岸漂着物等対策を取り巻く情勢として、現在、環境省では市町村と漁業者が連携した海岸漂着物等の回収マニュアルを作成中であり、10月中旬に素案が環境省から示され、各市町村・漁業協同組合に意見聴取をしたこと、これらの意見聴取を踏まえ、令和5年初頭(1~2月頃)に環境省マニュアルが整備される予定であることから、当該マニュアルが整備されたことを計画に明記する必要があること、

また、11 月8日に政府の第2次補正予算案が閣議決定され、国土強靭化を推進する観点から、環境省補助事業(地域環境保全対策費補助金)が措置される見込み(全国で総額約35億円)であり、令和5年度への繰越を含め、海岸漂着物等対策が促進される見込みであることを説明した。

〇 渋谷座長(岩手県立大学)

環境省が作成中の市町村と漁業者が連携した海岸漂着物等の回収マニュアルだが、どのような内容が設けられる予定か。新たに特筆すべき事項は何か。

事務局

環境省のマニュアルは現時点では素案であることもあり、本日の協議会には配布していないことを御了解いただきたい。各市町村及び漁業協同組合には10月中旬に素案を配布した。内容であるが、主に市町村と漁業協同組合との役割分担の在り方、回収方法、保管方法、臭気対策などが盛り込まれており、また先進的に取り組んだケースも掲載されている。

環境省のマニュアルが仕上がった段階で、本計画への盛り込み方を整理させていただき、環境省マニュアルと同マニュアルの趣旨を反映した計画案と委員にお示ししたうえで、確認・意見をいただく機会を設ける予定で考えている。

4 その他

(事務局から各委員に対する謝意を述べた)

5 閉会 <事務局から閉会宣言>